

## 【Q & A】熊本市営繕工事における猛暑による作業不能日数について

制定 令和 7 年（2025 年）2 月 14 日公共建築部長決裁

黒字：質疑

赤字：回答

(1) WBGT 値が 31 以上の時は作業を行ってはいけないのか。

熱中症対策を行うなど、作業場の環境を快適に整えた場合は作業を継続することは可能です。

(2) 熱中症対策を行い WBGT 値が 31 以上で作業を行った場合、実施作業不能日数のカウントに入るのか。

作業を行った場合は、実施作業不能日数の対象となりません。

(3) 作業を行うかどうか、その時にしないと判断できないのか。

環境省の熱中症予防情報サイトには、「今日」・「明日」・「明後日」の 3 時間ごとの暑さ指数（WBGT）の予測値が提供されています。ただし、この予測値は実施作業不能日数の対象となりませんので、ご注意ください。

(4) 観測所「熊本」での指数ではなく、現場に WBGT 測定器を設置し、数値が WBGT 値 31 以上となった時間帯は猛暑による実施作業不能日数の算定の対象になるのか。

また、現場に WBGT 測定器を設置した場合は、設置費用を追加変更できるのか。

当該現場における現場作業時間において JIS B 7922 の測定器を使用し、時間毎に記録したものは算定の対象となり得ます。（工期変更の根拠資料となりますので、機器の確認と記録の取り方については監督職員と事前協議を行って下さい。）

なお、測定器の設置の費用は共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれているため、追加変更の対象となりません。

(5) 主な工事が室内、足場等の場合、どのように計測するのか。

環境省の熱中症予防情報サイトを用いない場合は、実際の作業環境に近いところで計測してください。ただし、外部足場内の作業時の計測は、屋外での計測方法によることとします。

(6) 猛暑による実施作業不能日数は週休 2 日促進工事制度の休日にカウントできるのか。

週休 2 日促進工事制度の休日は、原則、現場閉所（1 日を通して現場が閉所）又は現場休息（1 日を通して現場作業が無い状態）日が該当します。

一方、猛暑による実施作業不能日数の算定は、複数日の現場作業時間のうち、作業不能時間（WBGT 値 31 以上）に該当し、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断又は現場を閉所した時間の合計を日数に換算（時間数÷8）するので、週休 2 日の休日に採用することはできません。なお、WBGT 値 31 以上の時間帯が、現場閉所や現場休息に含まれていても問題はありません。

(7) 「著しく乖離する場合」とはどれくらいか。目安はあるのか。

特記仕様書等に記された作業不能日数を大幅に超え、休日作業又は時間外業務が必要となるなど、工期を延長しなければ適正工期とならない場合を想定しています。

(8) 「実施作業不能日数」の定義で、「契約工事単位で全作業を中断又は現場を閉所した時間」とあるが、記録が必要なのか。

工期を変更する場合は、日報等の記録で確認が必要になります。標準仕様書 1.2.1 実施工程表(3)に従い、実施工程表を直ちに變更し、監督員の承諾を受けてください。